

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小松 清光 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒171-0021 日本国東京都豊島区西池袋2丁目39番8号ローズ ベイ池袋ビル8階C号室		発送日 (日.月.年) 18.07.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 GK41PCT		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/021214	国際出願日 (日.月.年) 07.06.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. B62J17/00(2006.01)i, B62J17/02(2006.01)i, B62J23/00(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) 本田技研工業株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎<input type="checkbox"/> 第II欄 優先権<input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成<input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如<input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明<input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献<input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥<input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

見解書を作成した日 05.07.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 志水 裕司 電話番号 03-3581-1101 内線 3341	3D	8372

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項	1-5	有
	請求項		無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2015-178341 A (本田技研工業株式会社) 2015. 10. 08,
& US 2015/0266532 A1 & EP 2921383 A1 & CN 104925180 A

文献2 : JP 2014-69596 A (スズキ株式会社) 2014. 04. 21,
(ファミリーなし)

文献3 : JP 2001-106144 A (本田技研工業株式会社) 2001. 04. 17,
(ファミリーなし)

文献4 : US 2014/0159426 A1 (SUZUKI MOTOR CORPORATION) 2014. 06. 12,
& EP 2743161 A1

文献5 : JP 2009-61890 A (ヤマハ発動機株式会社) 2009. 03. 26,
& EP 2033886 A2

文献6 : JP 2013-63739 A (本田技研工業株式会社) 2013. 04. 11,
& FR 2980161 A1 & CN 103010350 A

請求項1-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性及び進歩性を有する。

鞍乗り型車両において、前部風防装置(19)に、ハンドル前方部を切り欠いて設けたハンドル逃げ用の切り欠き部(33)と、この切り欠き部(33)により幅狭にされ、かつ切り欠き部(33)の内側をハンドル(12)の高さから上方へ延びる幅狭部(31)と、この幅狭部(31)から外側方へ延出して、切り欠き部(33)及びハンドル(12)前方を覆うバイザー(20)を設けるとともに、このバイザー(20)を幅狭部(31)の前方に設けることは、国際調査報告で引用された文献1-6のいずれの文献にも記載も示唆もされておらず、出願時の技術常識を考慮しても、当業者といえども容易に想到し得ないものである。